

各障害福祉サービス事業所等 管理者 殿

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

人員配置の見直しに係る自主点検の実施について

次の障害福祉サービスについては、前年度の平均利用者数によって人員配置が決定される仕組みとなっておりますので、前年度の利用実績（基準日：令和 7 年 4 月 1 日）に基づく見直しを行った上、適切な人員配置を行ってください。

記

1 対象サービス

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、
共同生活援助※、施設入所支援※
※一体的に実施している短期入所を含む。

2 見直し関係書類

様式は県指導監査課ホームページに掲載（<https://www.pref.okayama.jp/page/571622.html>）

- ① 人員配置の見直しに係る自主点検表（兼申出書）
- ② 人員配置基準上の必要人数計算表
- ③ 平均障害支援区分算定表（生活介護のみ）
- ④ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表

3 書類の保管

- ・ 見直しに使用した上記 1 の書類については、必ず保存をしておいてください。
- ・ これらの書類については、県への提出は不要です。
- ・ 次の事業所等については、前年度の利用実績（基準日：令和 7 年 4 月 1 日）に基づく見直しの対象外ですので、所定の時期に見直しを行った上、県民局に関係書類を提出してください。（指定通知書、指定変更通知書又は変更届出書受理通知書に添付された「留意事項」を参照）
 - 令和 6 年 4 月 2 日以降に新設又は定員増を行った事業所・施設
→ 6 月間又は 1 2 月間の実績による見直し
 - 令和 7 年 1 月 2 日以降に定員減を行った事業所・施設
→ 3 月間の実績による見直し

4 その他

人員配置の見直しの結果、報酬算定に変更が生じる場合は、その内容に応じ体制届等を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第 2 号）
- ② 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 各加算に係る届出書及びその添付書類（加算の算定に変更が生じる場合）

(2) 提出期限

就労継続支援 A 型以外 令和 7 年 4 月 1 5 日（火）必着

就労継続支援 A 型 令和 7 年 4 月 3 0 日（水）必着

※ 期限までに提出のない場合は、4 月 1 日に遡っての算定（単位数の増）はできません。

(3) 提出部数

2 部（正本 1 部、副本 1 部）

(4) 提出先

事業所等を所管する県民局の健康福祉課事業者（第二）班